

「(仮称) 越谷市パートナーシップ宣誓制度」の考え方

令和2年9月 市長公室 人権・男女共同参画推進課

1. 検討の経緯

令和元年12月議会定例会において、「越谷市におけるパートナーシップの認証制度(仮称)および性的少数者に関する諸問題への取組みの件」に関する請願が採択されました。これを受け、市では、性的少数者への取組として「(仮称)パートナーシップ宣誓制度」の創設について検討を進めています。

※性的少数者とは、性的指向が必ずしも異性愛のみではない人、又は性自認が出生時の性と異なる人など

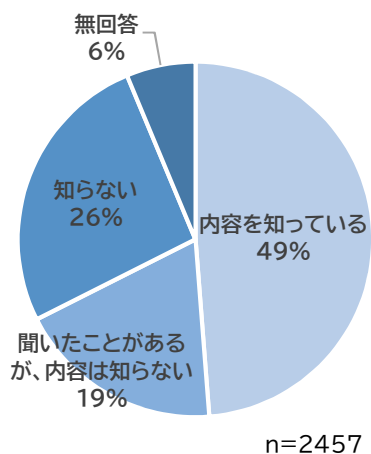
2. 制度の背景

性的少数者は、少数者ゆえに偏見や差別にさらされ、生活のさまざまな場面で困難や生きづらさを感じています。周囲に打ち明けられずに悩んでいる人も少なくありません。

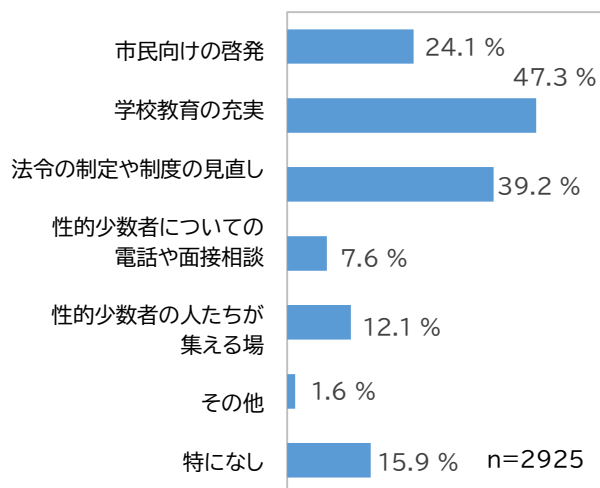
本市では、「互いに認め合い人権を尊重する社会づくり」を進めるため、「第2次越谷市人権施策推進指針」や「第3次越谷市男女共同参画計画第四期実施計画」に基づき、性の多様性への理解が促進されるよう各種事業に取り組んでいます。

令和元年度市政世論調査(図1)の結果及び令和2年度市政世論調査暫定値(図2)より

【図1】「LGBT」という「言葉」や「ことがら」を知っていますか。



【図2】性的少数者が暮らしやすい生活ができるための必要な取組(2つまで)



性的少数者(LGBT)という言葉の認知度については、「内容を知っている」と回答した人が5割弱と、一定の認知を得ています。(【図1】)

性的少数者が暮らしやすい生活ができるための必要な取組としては、啓発、学校教育の充実とともに、法令の制定や制度の見直しなどの意見があります。(【図2】)

※【図2】令和2年度市政世論調査は、令和2年7月1日現在の暫定値のため変更になることがあります。

3. 制度の趣旨

すべての人が個人として尊重されるよう、多様性を認め合い、だれもが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものです。

4. 制度の概要

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、相互に協力し合うことを約したカップルが、パートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。市は、宣誓した事実を証明する宣誓書受領証等を交付します。

この制度は、婚姻制度等現行の法制度に影響を与えるものではなく、二人のパートナーシップ関係という事実を対外的に証明するものとして、性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながることを目指すものです。同性婚のような法的効果は生じませんが、性的少数者の存在が可視化され、偏見や差別を取り除き、社会的な理解を促進する効果が期待されます。

5. パートナーシップの定義

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である二人の者の社会生活関係をいいます。

6. 宣誓を行うことができる方の要件

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有している（市内への転入を予定している場合を含む）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) 互いに近親者でないこと。

7. 必要書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 婚姻をしていないことを証する書類（戸籍謄本など）

8. 交付する書類

- (1) 宣誓書受領証
- (2) 宣誓書受領カード

9. その他

市は、宣誓書受領証等の趣旨が十分に理解され、社会生活の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。